

条項	内 容	緩和
建築基準法施行令		
令第 22 条	居室の床の高さ及び防湿方法	
令第 28 条	便所の採光及び換気	
令第 29 条	くみ取便所の構造	
令第 30 条	特殊建築物及び特定区域の便所の構造	
令第 37 条	構造部材の耐久	
令第 38 条	基礎	
令第 46 条	構造耐力上必要な軸組等	
令第 49 条	外壁内部等の防腐措置等	
令第 67 条	接合	
令第 70 条	柱の防火被覆	
第 3 章第 8 節	構造計算（ただし令第 64 条から令第 69 条に適合すること。）	
令第 112 条	防火区画	
令第 114 条	建築物の界壁、間仕切壁及び隔壁	
第 5 章の 2	（火気使用室を除く）	
令第 128 条の 3 の 2	制限を受ける窓その他の開口部を有しない居室	
令第 128 条の 4	制限を受けない特殊建築物等	
令第 128 条の 5	特殊建築物等の内装	
令第 条		
令第 条		
令第 条		
令第 条		

※法第 85 条、令第 147 条にある緩和条文の抜粋です。リストに記載のない条文の緩和を受けたい場合は、追加記入してください。

設 計 者 _____